神奈川県立の博物館の利用等に関する規則等の一部を改正する規則の概要

１　改正の趣旨

　　博物館法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれが生じたことから、所要の改正を行う。

２　改正の内容

　　次の規則の各号中「第29条」を「第31条第１項」に改める。

＜改正規則＞

　　　〇神奈川県立の博物館の利用等に関する規則（第10条第１項第１号）

　　　〇神奈川県立金沢文庫の利用等に関する規則（第10条第３項第１号）

　　　〇神奈川県立近代美術館の利用等に関する規則（第10条第３項第１号）

　　　〇神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（第15条第２号）

３　施行期日

　　令和５年４月１日